

新	旧	備考
貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00016 沿革 平成30年2月26日 一部改正 （以下「組合」という。）と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（鋼材）の特約書を次のとおり締結するものとする。	貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00016 （以下「組合」という。）と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（鋼材）の特約書を次のとおり締結するものとする。	
（付保対象等） 第1条 組合は、附帯別表第1記載の輸出者（以下「輸出者」という。）のために、輸出者が 年 月 日から 年 月 日までの期間（以下「特約期間」という。）に締結した附帯別表第2に掲げる貨物を輸出する輸出契約（一の契約に含まれる輸出契約であって当該輸出契約に係る代金の額が契約金額の二分の一以下の場合を除く。以下「対象契約」という。）のすべてについて、それぞれ締結後、対象契約の締結の日の属する月の翌月の末日（以下「申込期限」という。）までに日本貿易保険に対して保険契約の申込みをし、日本貿易保険は当該申込みに基づいて保険契約が締結された対象契約について輸出者の受ける損失を貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）及びこの特約書の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。 2 保険契約の申込み前に約款第4条第1号から第10号までのいずれかに該当する事由が発生した場合、申込期限前であっても、組合はその事実を知ったときは、そのつど保険契約の申込みを行うものとする。 3 （略）	（付保対象等） 第1条 組合は、附帯別表第1記載の輸出者（以下「輸出者」という。）のために、輸出者が 年 月 日から 年 月 日までの期間（以下「特約期間」という。）に締結した附帯別表第2に掲げる貨物を輸出する輸出契約（一の契約に含まれる輸出契約もこれに該当する。以下「対象契約」という。）のすべてについて、それぞれ締結後、対象契約の締結の日の属する月の翌月の末日（以下「申込期限」という。）までに日本貿易保険に対して保険の申込みをし、日本貿易保険は当該申込みに基づいて保険契約が締結された対象契約について輸出者の受ける損失を貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）及びこの特約書の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。 2 保険の申込み前に約款第4条第1号から第10号までのいずれかに該当する事由が発生した場合、申込期限前であっても、組合はその事実を知ったときは、そのつど保険の申込みを行うものとする。 3 （略）	
第2条 （略）	第2条 （略）	
（てん補範囲等） 第3条 日本貿易保険は、第1条の規定により保険契約の申込みがなされた対象契約については、申込後遅滞なく、約款第3条第1号、第2号及	（てん補範囲等） 第3条 日本貿易保険は、第1条の規定により保険の申込みがなされた対象契約については、申込後遅滞なく、約款第3条第1号、第2号及び第	

新	旧	備考
び第3号（約款第3条第1号及び第2号のてん補危険にあつては、約款第4条第1号から第10号までのいずれかに該当する事由に係る場合に限る。）のてん補危険について保険契約を締結するものとする。この場合において、保険契約は対象契約の締結日にさかのぼり締結されるものとする。ただし、輸出者の故意又は過失によって組合が第1条の申込みを申込期限を超えて行った場合は、申込後に締結されるものとする。 2 （略）	3号（約款第3条第1号及び第2号のてん補危険にあつては、約款第4条第1号から第10号までのいずれかに該当する事由に係る場合に限る。）のてん補危険について保険契約を締結するものとする。この場合において、保険契約は対象契約の締結日にさかのぼり締結されるものとする。ただし、輸出者の故意または過失によって組合が第1条の申込みを申込期限を超えて行った場合は、申込後に締結されるものとする。 2 （略）	
第4条～第8条 （略）	第4条～第8条 （略）	
（保険料の返還等） 第9条 次の各号のいずれかに該当する場合には、保険契約は、締結のときにさかのぼって効力を失うものとし、既に保険料が納付されていた場合は、日本貿易保険は、当該納付に係る保険料を返還する。 一 保険契約の申込み前に約款第4条各号のいずれかに該当する事由（保険契約の申込みの当時保険契約者が存在することを知っていた事由を除く。）が生じた場合において、組合がその事実を知って遅滞なく書面で保険契約の解除を通知したとき。 二 （略） 2～4 （略）	（保険料の返還等） 第9条 次の各号のいずれかに該当する場合には、保険契約は、締結のときにさかのぼって効力を失うものとし、既に保険料が納付されていた場合は、日本貿易保険は、当該納付に係る保険料を返還する。 一 保険の申込み前に約款第4条各号のいずれかに該当する事由（保険の申込みの当時保険契約者が存在することを知っていた事由を除く。）が生じた場合において、組合がその事実を知って遅滞なく書面で保険契約の解除を通知したとき。 二 （略） 2～4 （略）	
第10条～第18条 （略） <u>附 則</u> <u>この改正は、平成30年4月1日から実施する。</u>	第10条～第18条 （略）	
附帯別表第1～附帯別表第3 （略）	附帯別表第1～附帯別表第3 （略）	